

# 令和8年度大津市社会福祉施設等施設整備事業の

## 設置運営法人募集要綱

(令和10年4月開設等予定)

- ◆共同生活援助事業所創設（市全域）
- ◆生活介護事業所創設（市全域）
- ◆既存施設の増築・改築 等

大津市健康福祉部介護・福祉施設課施設整備係

〒520-8575

大津市御陵町3番1号

TEL：077-528-2738

FAX：077-524-4700

Mail：otsu1489@city.otsu.lg.jp

## ■ 募集の趣旨

本市では、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第88条第1項に基づき令和6年3月に改訂した「おおつ障害者プラン」（大津市障害福祉計画（第7期計画）、大津市障害児福祉計画（第3期計画））において、障害のある人の地域移行や一般就労への移行について数値目標を定めている。

この目標達成に向け、本市及び大津市障害者自立支援協議会の各部会が把握している本市において不足しているサービス等を基に、必要で良質なサービスを提供するため、令和9年度において本市から補助金の交付を受け、令和10年4月の開所に向けた施設整備、又は増築・改築等を実施予定の事業所の設置運営を行う法人を募集する。

### 1 整備施設

#### (1) 共同生活援助事業所創設（市全域）

特に主たる対象を重症心身障害者、強度行動障害者、医療的ケアを必要とする者としたもの

#### (2) 生活介護事業所創設（市全域）

特に主たる対象を重症心身障害者、強度行動障害者、医療的ケアを必要とする者としたもの

#### (3) 既存施設の増築・改築 等

### 2 開所等時期

本整備による施設の開所時期は、令和10年4月1日とする。

## ■ 整備要件

- (1) 「大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」を遵守していること。
- (2) 既存施設の増築・改築等についても、上記条例等を遵守すること。
- (3) 本整備により運営される事業所については、大津市障害者自立支援協議会等と連携してその運営にあたること。
- (4) 以下の協議方針に基づくものであること。

### 【協議方針】

#### ● 工事区分別基準（各施設種別共通）

- 都市計画法、建築基準法、農地法、消防法等の関係法令に照らして施設が建設可能で、且つ災害のおそれがない土地を取得又は賃借により確実に確保でき

ること。

- 定員、事業内容、建物の規模、配置が十分検討されていること。特に、入所施設の改築については、地域生活への移行のための具体的な方策と併せて定員減の可能性が十分吟味されていること。
- 自己資金の確保（償還財源含む。）が確実で、資金調達について法人役員が責任を果たし得ること。
- 直近の市の法人・施設指導監査において文書指摘事項がないか、ある場合は既に改善され、市に対し報告がなされている等、適正な法人運営を行っていること。

[社会福祉法人を新規創設する場合]

- 法人及び施設の設置・運営の目的が明確になっていること。
- 法人の役員構成、施設長の資格が適正であること。役員、幹部職員がその責務を十分認識していること。

#### ● 施設の創設、増築、改築等

- ・整備内容、補助金額等は「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」に記載のとおり。

(例：創設の場合)

対象経費	本体工事費（建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事、共通仮設工事等）
	その他工事費（解体撤去、仮設施設）
	本体工事事務費（設計監理費、ただし工事費又は工事請負費の 2.6% 以内）
対象外経費	土地の買収又は整地に要する経費 職員の宿舎に要する費用 その他施設整備費として適当と認められない費用
補助金額	対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等（営利法人を除く。）の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較していずれか少ない方の額に 3 / 4 を乗じた額とする。ただし、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱に基づき算定した基準額を限度とする。

#### ■ 留意事項

- 1 本市又は滋賀県内において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 29 条第 1 項の規定による指定障害福祉サービス事業者若しくは指

定障害者支援施設事業者若しくは第51条の14第1項の規定による指定一般相談支援事業者若しくは第51条の17第1項第1号の規定による指定特定相談支援事業者として、3年以上の事業経験がある社会福祉法人等が実施する整備事業であること。

## 2 整備内容の熟度

創設・増築・改築・大規模修繕等に係る概算設計見積を完了していること。

また、当該計画について、地元自治会等との調整を進め、概ね了解を得ており、確実に令和9年度内に整備事業を完了し、且つ令和10年4月1日から事業を開始できること。

## 3 事業実施の確実性

整備に係る対象施設又は土地が賃借物件の場合、賃借権又は地上権の設定登記を行う旨の確約書が提出できること。

また、資金計画については、当該補助金以外に自己資金が必要な場合、法人の会計において必要となる資金（積立金等）を現に保有していること。（第三者からの贈与による場合は、贈与確約書及び残高証明書を添付できるもの、借入金を予定している場合は明確な償還計画があるものに限る。）

## 4 国及び市の予算化等について

本市において採択された事業であっても国及び市の予算化を確約するものではない。また、国庫補助基準単価の変動に伴い、補助基準額が変更となる場合がある。  
（概算設計費などの事前協議に要した経費や補助金内示前に工事業者と契約を行った事業は対象外であるため十分留意すること。）

## 5 事業の優先順位

事業採択にあたっては、法令等の適合状況や大津市障害福祉計画（第7期計画）及び大津市障害児福祉計画（第3期計画）におけるサービス等の必要量の推計状況、地域ごとの整備実績や施設間での機能分化の状況を勘案し、事業提案を基に優先順位を決定する。

## 6 地域等の理解

事業提案に際し、近隣住民等（特に隣接敷地の住民、町内会等）に整備計画や運

営等について説明を行い、事業の趣旨に関して地元の理解を得ること。

また、事業採択された場合は、開発許可及び建築確認申請等の手続きを進めるとともに、工事計画が確定次第、工事スケジュール、連絡先、工事車両の運行等についても近隣住民等に十分な説明を行うこと。

また、地元との調整等の状況を逐次、介護・福祉施設課担当者まで報告すること。

## 7 資金計画について

事業に要する資金としての法人の自己資金等については、十分に確保されていること。その保有状況の確認を金融機関の残高証明書により確認を行う。金融機関の残高証明書は、令和8年4月1日以降の預金残高について証明されたものを提出すること。

また、整備資金に借入金を充てる場合は、返済が確実に見込まれること。

## 8 災害レッドゾーン等における整備の取扱いについて

災害レッドゾーン（災害危険区域（崖崩れ、出水等）、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域）及び浸水被害防止区域における新規整備は補助の対象としない。

また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等については、必要に応じて、安全上及び避難上の対策を補助の条件とするので留意されたい。

## ■ 審査等

### 1 選考

本事業の選考は、大津市民間社会福祉施設等整備事業審査委員会規則に基づき設置する委員会（障害福祉サービス事業所等設置運営審査部会）により、事業提案説明によるヒアリング審査及び評価を行い、大津市長が、その結果を参考に設置運営事業者を採択する。

### 2 採択後の資料作成等

採択された事業者は、施設整備補助金交付に伴う資料をその都度依頼するので、介護・福祉施設課担当者の指示に従い、速やかに作成及び提出を行うこと。

## ■ 応募の手続き・問い合わせ先等

- 1 募集要綱・募集申込書様式については、令和8年6月5日（金）から本市のホームページに掲載及び介護・福祉施設課窓口で配付する。

- 2 質問書の受付 令和8年6月5日（金）から同年7月6日（月）まで  
質問がある場合は、別紙質問書により下記問い合わせ先までFAX又は電子メールで送付すること。送付後、必ず電話で送付した旨を連絡すること。  
回答については、本市のホームページに掲載する。
- 3 申込書の受付期間 令和8年6月5日（金）から同年7月31日（金）まで  
※ 受付は、月曜日から金曜日までの休日を除く午前9時00分から午後5時00分までとし、開庁時間中とする。  
※ 提出方法は持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によることとし、受付期間の最終日までに到着したものに限り受け付ける。  
郵便事故等については提出者のリスク負担とする。  
※ 申込書及び添付書類に不備や記入漏れ等がないか、十分確認の上、提出すること。
- 4 提出場所 大津市健康福祉部介護・福祉施設課（市役所本館3階）
- 5 提出書類
  - ①令和8年度大津市社会福祉施設等施設整備事業の設置運営法人募集に関する申込書（様式第1号）
  - ②事業計画（様式第2号）
  - ③施設の配置図
  - ④工事実施前の施設の平面図
  - ⑤整備工事実施後の施設の平面図
  - ⑥独立行政法人福祉医療機構に対する償還計画等調（様式第3号）  
借入金償還計画等一覧等（様式第3号別紙）
  - ⑦社会福祉法人等調書（様式第4号）
  - ⑧誓約書（様式第5号）
  - ⑨理由書（様式第6号）
  - ⑩令和8年度大津市社会福祉施設等施設整備事業提案書（評価基準に基づく抜粋）（様式第7号）
  - ⑪現況報告書（大規模修繕用）（様式第8号）その他、必要な添付書類は別紙「令和8年度大津市社会福祉施設等施設整備事業の設置運営法人募集に係る協議書類一覧」のとおりとする。  
なお、提出された書類は審査委員会に審査及び評価のため提供するとともに、大津市情報公開条例の対象となる非開示情報を除き、公開する場合がある。
- 6 提出部数 応募1件につき、正本1部、副本12部

- (1) A4縦のフラットファイル（左2穴）に綴じ、背表紙には申込者名及び設置予定施設名（仮称）を記載すること。
- (2) 提出書類はインデックス（提出書類一覧表の番号）をつけ、ページ番号を記載すること。図面はA3版を折り込んだ上、フラットファイルに綴じること
- (3) 正本1部を受付期間内に提出すること。正本を確認した後、補正事項を指示するため、補正事項を反映させた副本及び提出書類の電子媒体を指定する期日までに提出すること。

## 7 事業提案説明（ヒアリング）

令和8年10月下旬予定とし、詳細な日時は、提案者に別途通知する。

※応募状況を勘案の上、申込者に対して後日、時間、場所及びパソコン等機器の使用などを指定する。ヒアリングにおいては、パワーポイント等を使用し次の項目に沿って簡潔に説明を実施すること。提案時間は質疑応答を含めておよそ20分程度を予定している。

また、ヒアリングの説明員は4名程度とし、法人の代表者と施設長予定者を含むものとする。

## 8 その他

- (1) 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。
- (2) 必要に応じ追加資料の提出を求められることがある。
- (3) 提出された申込書等は返却しない。
- (4) 申込後、やむを得ない事由により辞退する場合には、速やかに辞退届（任意様式）を提出すること。
- (5) 選定結果については、概ね審査から1ヶ月以内を目処に文書で通知する。
- (6) 提出書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市は、被選定者の公表等必要な場合には、応募書類等の内容を無償で使用できるものとする。
- (7) 選定された後、申込内容と実際の事業計画が成立しないことが判明した場合や、重大な不備があることが判明した場合には、選定を取り消す場合がある。この場合、その時点までに要した費用等は事業者の負担とする。

## 9 今後のスケジュール（予定）

令和 8年 6月 5日（金）	公募開始
令和 8年 7月 6日（月）	質問締切
令和 8年 7月 31日（金）	申込締切
令和 8年10月下旬頃	事業提案説明（ヒアリング）
令和 8年11月中旬頃	設置運営法人選定結果通知

令和 8年11月以降	国協議書提出準備、関係法令に係る手続き開始
令和 9年 4月	国協議申請
令和 9年 6月末頃	国交付内示等
令和 9年 7月～令和10年3月	入札、着工、完工、実績報告等
令和10年 4月	施設開設

※ スケジュールは予定であり、予告無く変更する可能性があるが、申込者にはその都度通知する。

#### 10 問い合わせ先

大津市健康福祉部介護・福祉施設課施設整備係  
〒520-8575 大津市御陵町3番1号  
TEL：077-528-2738  
FAX：077-524-4700  
電子メール：otsu1489@city.otsu.lg.jp